

規制対象事項チェックリスト

121 クレーン

1. クレーンを設置しようとする際クレーンの設置届けに明細書、クレーン組立図、強度計算書、並びに据え付ける箇所の周囲の状況、基礎の概要および走行クレーンにあっては、走行する範囲を記載した書面を添付し労働基準監督署長に提出している。
2. クレーンを設置した際、労働基準監督署にクレーン落成検査申請書を提出し、落成検査を受けて検査証の交付を受けてから使用している。
3. クレーン検査証の有効期間後も当該クレーンを使用とするときは、労働基準監督署長または厚生労働大臣の指定した性能検査代行機関の行う性能検査に合格し、有効期間の更新を受けている。
4. クレーンの所定の部分を変更するとき、クレーン変更届にクレーン検査証および変更しようとする部分の図面を添えて、労働基準監督署長に提出し、変更検査を受けて使用している。
5. クレーンを廃止したときは、労働基準監督署長にクレーン検査証を返還している。
6. つり上げ荷重が0.5トン以上、3トン未満のクレーンを設置しようとするときは、クレーン設置報告書を労働基準監督署長に提出している。
7. つり上げ荷重が0.5トン以上のクレーンを使用して作業を行う場合、クレーン等構造規格に適合している。
8. つり上げ荷重が0.5トン以上のクレーンを使用して作業を行う場合、つり上げ装置および起伏装置に巻過ぎを防止するための装置を備えなければならないクレーンについて、フック等の上面とドラム、シーブ等の間隔は直動式のものにあっては、0.05メートル、それ以外のものにあっては、0.25メートルの間隔で停止するよう調整している。
9. つり上げ荷重が0.5トン以上のクレーンを使用して作業を行う場合、ケーブルクレーンのように巻過ぎを防止する装置が取り付けられていないクレーンについては、巻上げ用ワイヤロープに標識を取り付ける等の措置をとっている。
10. つり上げ荷重が0.5トン以上のクレーンを使用して作業を行う場合、水圧または油圧を動力とするクレーンについては、定格荷重以下で作用するように安全弁を調整している。
11. つり上げ荷重が0.5トン以上のクレーンを使用して作業を行う場合、フックの外れ止め装置を使用している。
12. つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転について、クレーン運転士免許を受けた

人が運転している。

13. 床上操作式クレーン（床上で運転し、かつ、その運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン）の運転については、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者を業務に就かせている。
14. つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーンおよび 5 トン以上の跨線テルハの運転については、労働安全衛生法 59 条 3 項に基づく特別の教育を受けたものが運転している。
15. 定格荷重を超える荷重をかけて使用していない。
16. ジブクレーンについては、明細書に記載されているジブの傾斜角（つり上げ荷重が 3 トン未満のジブクレーンについては製造者が指定した傾斜角）の範囲を超えて使用していない。
17. クレーンを用いて作業を行うときは、運転者および玉掛者が当該クレーンの定格荷重を常時知ることができる表示等をしている。
18. クレーンを用いて作業を行うときは、一定の合図を定め、合図を行うものを決めて、その者に合図を行わせている。
19. クレーンにより、労働者を運搬したり、つり上げて作業をさせていない（ただし、安全な作業の遂行上必要な場合に限り専用の搭乗設備を設けた場合に限り労働者を乗せることができる）
20. ケーブルクレーン巻上げ用・横行用ワイヤロープの内角側、およびクレーンに係るハッカーを用いた玉掛け・つりクランプ 1 個を用いた玉掛け・1 点づりでの玉掛け（アイボルト等にワイヤロープ等を通した場合を除く）・複数の荷の玉掛け（結束された場合、箱に入れられた場合等を除く）・磁力または陰圧による玉掛け・自由下降による運転でつり荷の下に労働者を立ち入らせていない。
21. 同一ランウェイ上に並置されている走行クレーンまたはランウェイ上のほかの走行クレーンが、修理、調整、点検等の作業を行うときは、監視人を置き、ランウェイの上にストッパーを設ける等の措置をしている。
22. 天井クレーンのクレーンガーターの上または橋形クレーンのクレーンガーター、カンチレバ若しくは脚の上においてこの天井クレーン若しくは橋形クレーンまたはこの天井クレーン等に近接する建物、機械、設備等の点検、補修、塗装等の作業を行うときは、天井クレーンが不意に起動することによる労働者の墜落、挟まれ等の危険を防止するため、この天井クレーン等の運転を禁止するとともに、この天井クレーン等の操作部分に運転を禁止する旨の表示をしている。
23. 屋外に設置されているクレーンについては、瞬間風速が毎秒 30 メートルを越える風が吹くおそれのあるときは、逸走を防止する措置を講じている。
24. 強風（10 分間の平均風速が毎秒 10 メートル以上の風）のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止にしている（注：「危険が予想されるとき」とは、風につり荷が振れ、または回転し、労働者に危険を及ぼすおそれのあ

るとき、定格荷重近くの荷をつり上げる作業で風圧により、つり荷の作業半径が増大し定格荷重を超える荷重が掛かるおそれのあるときをいう。

25. 作業を中止した場合であってジブクレーンのジブが破損するおそれのあるときは、ジブの位置を固定させる等によりジブの損壊による労働者の危険を防止するための措置を講じている（注：「労働者の危険を防止するための措置」には、ジブクレーンにおいてジブを堅固な物に固定すること、ジブの安定が保持される位置にセットし、自由に旋回できる状態としておくこと等の措置ほか、ジブの損壊により危険が及ぶおそれのある範囲内を立入禁止とする措置を含む）。
26. 荷をつったままで、運転者は運転位置から離れていない。
27. 組み立てまたは解体作業を行うときは、作業指揮者を選任し、その者の指揮のもとに作業を実施している。
28. クレーンを設置した後 1 年ごとに 1 回、定期的に構造部分、機械部分、電気部分、ワイヤロープまたはつりチェーン、つり具および基礎の異常の有無について点検を行うほか、定格荷重に相当する荷重の荷をつって、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等作動を定格速度により荷重試験を行っている。
29. クレーンについて、1 カ月以内ごとに 1 回、定期的に[1]巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキおよびクラッチの異常の有無、[2]ワイヤロープおよびつりチェーンの損傷の有無、[3]フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無、[4]配線、集電装置、配電盤、開閉器およびコントローラーの異常の有無、[5]ケーブルクレーンにあつては、メインロープ、レールロープおよびガイドロープを緊結している部分の異常の有無並びにウインチの据付けの状態について検査を行っている。
30. クレーン作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、[1]巻過防止装置、ブレーキ、クラッチおよびコントローラを実際に作動させ円滑に作動するか否かの確認、[2]ランウェイの上およびトロリが横行するレール、ワイヤロープが通っている箇所の状態について、見渡すことができる位置からその良否を確認することを点検している。
31. 定期自主検査、（年次検査、月例検査）を行ったときは、その結果を記録し、3 年間保存している。
32. 定期自主検査、点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修している。